

令和2年度
学生募集要項
(養成部門)

10月入学生募集



島根県立農林大学校

農業科

短期農業経営者養成科

〒699-2211 島根県大田市波根町970-1

TEL 0854-85-7012 FAX 0854-85-7113

林業科

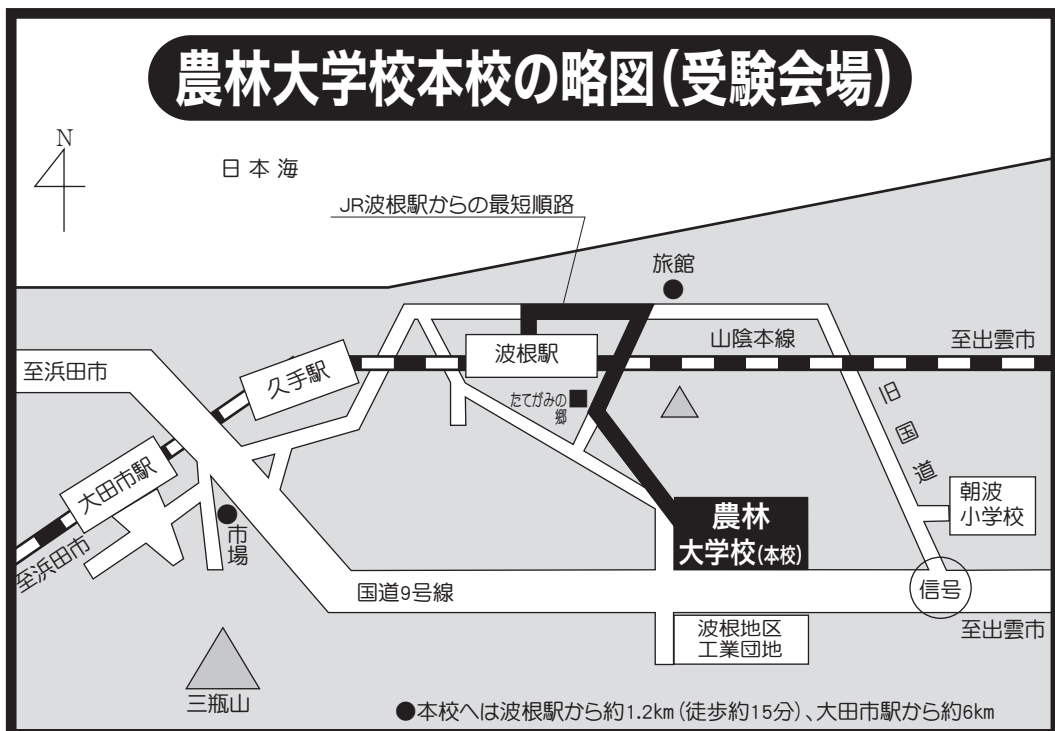
〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207

(島根県中山間地域研究センター内)

TEL 0854-76-2100 FAX 0854-76-2103

<https://www.pref.shimane.lg.jp/norindaigakko/>

農林大学校本校の略図(受験会場)



令和2年度10月入学学生募集要項

◆募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

◆募集人員及び修業年限

科名	コース	募集人員	修業場所	修業年限	備考
農業科	短期養成コース	5人程度	大田市波根町	1年	
林業科	早期養成コース	5人程度	飯南町上来島	1年	

◆入学試験の種類

1. 一般入学試験
2. 地域推薦入学試験

◆教育の特色

《農業科短期養成コース》

学生自らが基礎講義や農業実習を自由に選択できるカスタム型のカリキュラムを組むことにより、短期間で必要かつ高度な農業技術及び専門知識を習得する。

《林業科早期養成コース》

実践を想定した実習や林業事業体でのインターンシップ等のフィールドワーク主体のカリキュラムにより、林業現場において即戦力となる人材を短期間で養成する。

※本校は、学校教育法に基づく専修学校ではなく、県条例（島根県立農林大学校条例）に基づく農林業者研修施設である。（農業については農業改良助長法に基づく農業者研修施設）

◆資格・免許

●農業科

在学中に次の免許または資格等が取得できるよう支援する。

- ◇大型特殊自動車免許 ◇フォークリフト運転技能講習 ◇ボイラー取扱技能講習
- ◇車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込及び掘削用） ◇刈払機取扱作業安全衛生教育
- ◇毒物劇物取扱者（一般、農業用品目） ◇危険物取扱者（乙種4類） ◇けん引免許（農耕車限定）
- ◇ガス溶接技能講習 ◇アーク溶接等業務特別教育 ◇小型移動式クレーン運転技能講習
- ◇日本農業技術検定 ◇狩猟免許（わな猟免許）
- ◇フラワー装飾技能士（2・3級） ◇色彩検定 ◇園芸装飾（室内園芸）技能士（3級）
- ◇家畜人工授精師 ◇家畜商 ◇削蹄師

●林業科

在学中に次の免許または資格等を取得する。

- ◇大型特殊自動車免許 ◇車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込及び掘削用） ◇林業架線作業主任者免許講習（修了後実務経験2年以上で免許申請が可能） ◇伐木等業務特別教育 ◇刈払機取扱作業安全衛生教育 ◇伐木等機械の運転業務に係る特別教育 ◇走行集材機械の運転業務に係る特別教育 ◇簡易架線集材装置等の運転又は架線集材機械の運転業務に係る特別教育 ◇機械集材装置運転業務特別教育 ◇玉掛け技能講習 ◇小型移動式クレーン運転技能講習 ◇赤十字救急法基礎講習

◆経 費

1. 入学検定料 2,200円
2. 入 学 料 5,650円
3. 授 業 料 年額118,800円（月額9,900円）（但し改定により額が変わることがある）
4. 教 材 費 年額6万～20万円程度（内訳：教科書、実習服、実技研修費等）
5. 寄 宿 舎 希望入寮制

農 業 科：	清友寮（男子寮）	寄宿舎使用料	年額 84,000円（月額 7,000円）（※）
		光 熱 水 費	年額120,000円程度（※）
	友波寮（女子寮）	寄宿舎使用料	年額132,000円（月額11,000円）（※）
		光 熱 水 費	年額120,000円程度（※）
林 業 科：	飯南寮	寄宿舎使用料	年額108,000円（月額 9,000円）（※）
		光 熱 水 費	年額120,000円程度（※）

このほかにいずれの寮も備品積立金として、年額6,000円徴収する。
6. 食 費

農業科：	月から金まで…学生食堂	現行は朝280円、昼430円、夕430円（※）
林業科：	自炊が基本。月から金まで…昼食	配達弁当あり 1食500円（※）

（※）物価の変動等によって、額が変わることがある。

◆その他

1. 授業料等減免制度

学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって納付が困難なものについては、授業料・寄宿舎使用料を減免する場合がある。

◆出願書類送付先

〒699-2211 大田市波根町970-1
 島根県立農林大学校 農業教育部 入試担当 （電話 0854-85-7012）

◆試験結果の情報開示請求

島根県個人情報保護条例に基づき、受験者は次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

口頭による開示請求ができる個人情報	筆記試験の科目別得点、面接試験の得点及び適応性試験の結果
口頭による開示請求ができる者	受験者本人のみ（法定代理人は認めない）
口頭による開示請求ができる期間	原則として当該試験の合格発表日から1カ月間（但し土曜日、日曜日及び祝日・年末年始の休日は除く）
開示を行う時間	原則として9時～17時
開示請求ができる場所	島根県立農林大学校（大田市波根町970-1）
開示の方法	開示請求にあたって受験票の提示を求め、本人であることを確認した上で直ちに開示する

◆一般入学試験の手続き等

出願資格	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの</p> <p>(1) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(2) 高等学校卒業程度認定試験規則第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>(3) その他知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者</p>
出願期間	<p>令和2年8月19日(木)～9月9日(木)17時</p> <p>※郵送の場合は、出願期間最終日付け消印まで有効</p>
入学試験	<p>(1) 日時 令和2年9月16日(木) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校（大田市波根町970-1）</p> <p>(3) 内容 農業科・林業科：筆記試験（小論文）及び面接試験</p> <p>(4) 選抜 筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p>
合格発表	<p>令和2年9月23日(木) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。なお、電話等による照会には応じない。</p>
提出書類	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。</p> <p>なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 入学願書(※)</p> <p>(2) 志望理由書(※)</p> <p>(3) 出身学校長が作成した調査書</p> <p>(4) 返信用封筒（長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付）</p> <p>(5) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）</p> <p>※ (1),(2)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> </div> <p>出願資格の(1)以外の者にあつては、(3)の調査書に代えて、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写しのいずれかを提出すること。</p> <p>なお、出願資格の(1)に該当する者であっても、卒業後一定期間が経過したことなどにより(3)の調査書が取得できない場合は、(3)の調査書に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、交付を受けられない旨の証明書）を提出すること。</p> <p>(5)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、300円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>

◆地域推薦入学試験の手続き等

出願資格	<p>推薦要件は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 【農業科志願者】 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者</p> <p>（松江地域農業再生協議会、安来地域担い手育成総合支援協議会、雲南市農業再生協議会、奥出雲町地域農業再生協議会、飯南町地域農業再生協議会、出雲市農業再生協議会、斐川町地域農業再生協議会、大田市農業再生協議会、川本町地域農業再生協議会、美郷町農業再生協議会、邑南町農業再生協議会、浜田市農業再生協議会、江津市農業再生協議会、益田市農業再生協議会、津和野町農業再生協議会、吉賀町農業再生協議会、島前地域農業再生協議会、隠岐の島町地域農業再生協議会）</p> <p>【林業科志願者】 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センター会長が推薦する者</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ健康であるもの</p> <p>ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>イ 高等学校卒業程度認定試験規則第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者</p>
出願期間	<p>令和2年8月19日(木)～9月9日(木)17時</p> <p>※郵送の場合は、出願期間最終日付け消印まで有効</p>
入学試験	<p>(1) 日時 令和2年9月16日(木) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校（大田市波根町970-1）</p> <p>(3) 内容 農業科・林業科：筆記試験（小論文）及び面接試験</p> <p>(4) 選抜 筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p>
合格発表	<p>令和2年9月23日(木) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。なお、電話等による照会には応じない。</p>
提出書類	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <p>(1) 入学願書(※)</p> <p>(2) 志望理由書(※)</p> <p>(3) 出身学校長が作成した調査書</p> <p>(4) 【農業科志願者】 農業再生協議会等会長の推薦書 (※)</p> <p>【林業科志願者】 林業認定事業体又は流域林業活性化センター会長の推薦書(※)</p> <p>(5) 返信用封筒（長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付）</p> <p>(6) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）</p> <p>※ (1), (2), (4)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> <p>出願資格の(2)のア以外の者にあつては、(3)の調査書に代えて、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写しのいずれかを提出すること。</p> <p>なお、出願資格の(2)のアに該当する者であっても、卒業後一定期間が経過したことなどにより(3)の調査書が取得できない場合は、(3)の調査書に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、交付を受けられない旨の証明書）を提出すること。</p> <p>(6)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、300円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>

入 学 願 書

島根県立農林大学校長 様

年 月 日

氏名

印

写 真 欄
(3cm×4cm)

私は、島根県立農林大学校の養成部門に入学したいので関係書類を添えてお願いします。

第 1 志 望	科	コース
第 2 志 望	科	コース

履 歴 書					
ふ り が な 氏 名	生年 月日	年	月	日	性 別
現 住 所	県	市	町	番地	
	郡	村			
	(電話	—	—)	
連 絡 先 (現住所と異なる場合のみ記入すること。)	県	市	町	番地	
	郡	村			
	(電話	—	—)	
学 歴	年 月	高等学校	科入学		
	年 月	高等学校	科卒業		
	年 月				
	年 月				
職 歴					
研 修 歴					

注 写真欄には、出願前6か月以内に無帽で正面から上半身を撮影した写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼り付けてください。

推 薦 書

年 月 日

島根県立農林大学校長 様

〔 農業再生協議会等
林業認定事業体 の名称
流域林業活性化センター 〕

(代表者)

印

下記の者は、島根県立農林大学校の地域推薦入学の要件に適合するものと認め、推薦します。

記

1 被推薦者

住 所
氏 名

2 推薦理由

(1) 就農計画又は林業認定事業体等への就業予定

(2) 農林業に対する取組みと意欲

(3) 地域の農林業発展に向けて被推薦者が果たすべき役割と期待

卒業時の進路状況

(単位：人)

卒業年度	農 自 営	雇 用 就 業	研 修	農 林 業 団 体	農 林 業 関 連 産 業	農 林 業 関 連 公 務 員	そ の 他 公 務 員	そ の 他 産 業	そ の 他	計
平成16年度	0	9	4	5	14	0	2	4	4	42
平成17年度	3	4	1	9	6	0	0	7	6	36
平成18年度	4	4	2	2	6	5	0	5	1	29
平成19年度	0	5	0	5	7	1	0	4	1	23
平成20年度	5	7	0	1	3	2	0	5	2	25
平成21年度	2	16	1	1	4	0	0	0	2	26
平成22年度	1	8	0	1	5	0	0	1	0	16
平成23年度	0	16	2	1	5	0	0	0	2	26
平成24年度	2	19	2	2	11	1	0	1	1	39
平成25年度	3	18	3	5	5	1	0	0	0	35
平成26年度	5	13	2	0	5	1	0	1	2	29
平成27年度	1	22	1	2	3	0	0	2	2	33
平成28年度	2	14	2	3	7	0	0	1	0	29
平成29年度	4	18	1	1	0	0	0	1	0	25
平成30年度	2	22	3	6	4	1	0	2	0	40
平成31年度	3	18	1	4	2	1	0	0	1	30
計 (構成比)	37 (8%)	213 (44%)	25 (5%)	48 (9%)	87 (18%)	13 (3%)	2 (1%)	34 (7%)	24 (5%)	483 (100%)

注) 「雇 用 就 業」：農業生産法人、森林組合等林業認定事業体
「研 修」：就農を前提とした研修、県機関における研修
「農 林 業 団 体」：JA、市町村農業公社等
「公 務 員」：国、県、市町村の職員
「農 林 業 関 連 産 業」：園芸・種苗会社、造園会社、卸売市場、木材加工会社等

◆問い合わせ先

出願手続き、入学試験等について不明な点があった場合は、島根県立農林大学校または次の機関へ問い合わせること。

- ・農業科に関することは、隠岐支庁農林局農政・普及部または最寄りの農林振興センター農業普及部へ。
- ・林業科に関することは、隠岐支庁農林局林業部または最寄りの農林振興センター林業部へ。

機 関 名	住 所	電話番号	管轄市町村名
隠岐支庁 農林局	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町字塩口24 隠岐支庁内	(08512) 2-9681	隠岐の島町 海士町、西ノ島町、知夫村
東部農林振興センター	〒690-0011 松江市東津田町1741-1 松江合庁内	(0852) 32-5681	松江市
東部農林振興センター 松江農業普及部安来支所	〒692-0025 安来市穂日島町303	(0854) 22-2341	安来市
東部農林振興センター 雲南事務所	〒699-1311 雲南市木次町里方531-1 木次合庁内	(0854) 42-9529	雲南市、奥出雲町、飯南町
東部農林振興センター 出雲事務所	〒693-8511 出雲市大津町1139 出雲合庁内	(0853) 30-5598	出雲市
西部農林振興センター	〒697-0041 浜田市片庭町254 浜田合庁内	(0855) 29-5622	浜田市、江津市
西部農林振興センター 県央事務所	〒696-8510 邑智郡川本町大字川本279 川本合庁内	(0855) 72-9589	川本町、美郷町、邑南町
西部農林振興センター 県央事務所農業普及部大田支所	〒694-0064 大田市大田町大田イ1-3 大田集合庁舎内	(0854) 84-9710	大田市
西部農林振興センター 益田事務所	〒698-0007 益田市昭和町13-1 益田合庁内	(0856) 31-9614	益田市、津和野町、吉賀町